第十一号 地方自治制民衆化に関する件 説明者 吉川末次郎

十一 地方自治制政治を通ずる地方政局 地方ブルジョアの勢力と農民労働者の[illegible]
諸取手段を一層露骨に市町村会[illegible]資産階級の[illegible]
[illegible]の手段による[illegible]地方有産者の市町村政治[illegible]
[illegible]町村会等を通じて[illegible]を奪取することが[illegible]
[illegible]行政的政策[illegible]に関する諸政綱に付せば[illegible]
の[illegible]要求を[illegible]政綱に於て[illegible]

第十二号 農民運動者小作争議の件 説明者 梅松[illegible]
（理由 其他 省略）

第十三号 営業収益税法改正に関する件 説明者 [illegible]三
右記
営業収益税法[illegible]を左の如く改正す
[illegible]法人の[illegible]控除する必要ある[illegible]及営業
[illegible]
[illegible]勤労者[illegible]

理由
現行営業収益税中法人に関する課税（第四条）と個人営業に関する課税（第六条）とには非常なる相違がある。法人に在ては純益金より総損金を差引いて居るが個人に在ては総損金を差引いて居ない。営業主の勤労は明かに営業上の必要事項なるが故に之の生費即ち最低生活費は当然之を控除する必要ありと信ず。法人との権衡上本改正案を提出する所以である。

第十四号 社会青年同盟に積極的援助を与へるの件 説明者 小山寿夫
（理由 省略）

第十五号 社会民衆婦人同盟に積極的援助を与ふるの件 説明者 為藤五郎
（理由 省略）

第十六号 婦人の政治的並公民的権利獲得に関する件 説明者 為藤五郎